

第123回 佐用町議会〔定例〕会議録 (第5日)

令和7年12月19日(金曜日)

出席議員 (13名)			2番	森 脇 裕 和
	3番	幸 田 勝 治	4番	高 見 寛 治
	5番	大 内 将 広	6番	金 澤 孝 良
	7番	児 玉 雅 善	8番	加 古 原 瑞 樹
	9番	小 林 裕 和	10番	廣 利 一 志
	11番	岡 本 義 次	12番	山 本 幹 雄
	13番	平 岡 き ぬ ゑ	14番	千 種 和 英
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	東口和弘	書記	垣内克巳
説明のため出席 した者の職氏名 (19名)	町長	江見秀樹	教育長	大森一繁
	総務課長	笹谷一博	情報政策課長	時政典孝
	企画防災課長	大下順世	税務課収納管理室 長	船曳英司
	住民課長	福岡真一郎	健康福祉課長	間嶋節夫
	高年介護課長	山崎二郎	農林振興課長	井土達也
	商工観光課長	諏訪弘	建設課長	平井誠悟
	上下水道課長	古市宏和	上月支所長	大上千佳
	南光支所長	豊岡敏弘	三日月支所長	稲田俊美
	会計課長	森田和樹	教育課長	三浦秀忠
	生涯学習課長	高見浩樹		
欠席者 (1名)	税務課長	大上崇		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 議案第 81 号 佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 2. 発議第 2 号 JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）
- 日程第 3. 兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 4. 閉会中の常任委員会所管事務調査について
- 日程第 5. 議員派遣について
-

午前 09 時 30 分 開議

議長（千種和英君） おはようございます。

皆様、早朝よりご出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

今期定例会も最終日となりました。本日も慎重なるご審議を賜りますよう、お願いいたします。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、大上税務課長から本会を欠席する旨の連絡を受けております。代理として、船曳収納管理室長の出席を許可しておりますので、ご承知おきください。

それでは、日程に入ります。

- 日程第 1. 議案第 81 号 佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）

議長（千種和英君） 日程第 1、議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、既に、所管の産業厚生常任委員会に審査を付託しておりますので、産業厚生常任委員会の審査報告を求めます。産業厚生常任委員長、高見寛治議員。

〔産業厚生常任委員長 高見寛治君 登壇〕

産業厚生常任委員長（高見寛治君） 皆さんおはようございます。

産業厚生常任委員長の高見寛治です。

それでは、第 123 回佐用町議会産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査報告をさせていただきます。

議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての 1 件であります。

審査日時は、令和 7 年 12 月 4 日、木曜日、午前 9 時 26 分に開会し、午前 10 時 30 分に終了しました。

場所は、役場第 1 庁舎西館 3 階議員控室で行いました。

本委員会に出席を求めた者は、委員全員と町長、総務課長のほか、健康福祉課より課長、子育て・福祉室長、同室主事、健康増進室長、事務局より局長、室長であります。

議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について、当局より追加説明を受けました。

概要。令和8年度から、こども家庭庁が乳児等通園支援事業、通称、こども誰でも通園制度を創設することに伴い、各自治体と同様に本制度を実施するために、当該事業の設備及び運営に関する基準を定める必要が生じ、条例を新たに制定するものです、この基準の範囲内で、就労等要件なしで保育園等に預けることができるようになります。

事業名。こども誰でも通園制度とは、令和5年度に子ども家庭庁が「こども未来戦略」を発表し、その中で「こども誰でも通園制度」として、保育園等に通っていない全ての子供が、保護者の就労要件を問わず利用できる新しい通園制度を目指しました。家庭とは異なる場所で保育士や他の子供とのふれあいを通して子供の育ちを応援するとともに、保護者の皆さんに対し育児の負担の軽減や相談等の支援を掲げています。

乳児等通園支援制度は、こども誰でも通園制度の具体的な実施形態の1つで、「乳児」と「幼児の一部」、つまり0歳6か月から満3歳未満を対象に展開する事業で、保護者の就労要件等を問わず、保育所等で過ごす機会を得られ、月10時間まで柔軟に利用できる、子供の成長を応援する制度です。令和7年度に地域子ども・子育て支援事業として試行的に導入され、令和8年度から全国で本格実施されます。

制度の目的。子どもの成長支援、園での集団生活を通じて、家庭とは異なる多様な経験や人のかかわりを子供に提供します。子供の立場からの必要性に対応しています。

子育て家庭への支援、保護者の働き方やライフスタイルにかかわらず、子育て家庭を支援し、地域の子供たちの育ちを応援します。

条例制定の理由、児童福祉法第34条の16において、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとあるためです。

条例の構成。本条例は、児童福祉法に基づいた事業運営のガイドラインを示すもので、簡潔に4条立てとしています。

第1条では、児童福祉法第34条の16第1項に基づき、本条例が乳児等通園支援事業の設置及び運営に関する基準を定めるものであることを規定しています。

第2条では、用語の意義を児童福祉法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準、内閣府令の例によることとし、国基準との用語の整合を図ります。

第3条では、条例で定める基準は国の内閣府令に定める基準によることを明確にし、国基準と同水準の実効性を確保しつつ、行政実務の効率性を確保します。

第4条では、その他必要な事項を町長に委任することで、実務的な事項については、詳細かつ柔軟に規定できるため、より実務に即した運用が可能となります。

基準について。佐用町では、今回提出予定の条例において、多くの自治体と同様に、令和7年4月1日施行、令和7年内閣府令第1号の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が、その基準であると位置づけます。この内閣府令であります、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準では、根拠法令や目的、事業者、職員、運営方法、衛生管理、食事、帳簿等のほか、具体

的な保育設備運営基準が定められています。

実施方法。佐用町では、余裕がある設備を利用する、余裕活用型乳児等通園支援事業を実施する予定です。実施保育園は、町立保育園5園で実施予定です。

利用料。利用料については、こども家庭庁から追って提示される予定です。

財源。財源については、基準額に対し、国が4分の3、県が8分の1、町が8分の1負担します。

その他、現在実施している一時的保育事業との違いの説明がありました。

質疑に入りました。

今回の事業の対象者は、6か月から3歳未満であるが、未満児保育を実施しているのは、町内保育園5園全てなのかとの質疑がありました。未満児保育は、どこでも行っていますと答弁がありました。

未満児保育で、近くの保育園に行きたいが、遠方の保育園しかないということを知ったが、実際にしているところは、一杯なのかとの質疑がありました。受入れはどこでも行っているが、希望される未満児全員を希望する保育園で受入れが無理な時は、違う保育園でお願いすることがありますと答弁がありました。

実施方法に、一般型と余裕活用型があるが、その違いについての質疑がありました。一般型は、新たに施設、職員等、利用定員を定めて、その範囲で受け入れます。余裕活用型は、現在の保育園が実施している保育事業の、定員の中で余裕がある部分で受け入れるものです。一時預かり事業のこれまでの実績等を勘案し、余裕活用型で実施できると想定しています。佐用町のような過疎中山間地域で、待機児童がない市町村の保育園については、余裕活用型が大半になると思いますと答弁がありました。

一時的保育事業で希望の保育園に行けないケースがある。この制度を実施する時、受入れはできるのかとの質疑がありました。未満児保育は、3歳以上児に比べ保育士の配置が多く必要になります。そのため希望の保育園に行けない状況もありますと答弁がありました。

未満児の受入れについて、準備期間、施設の面積、保育士の人数などの課題がある中で、この制度を導入しても大丈夫なのかとの質疑がありました。この制度は子供のための制度であります。子供同士の交流が重要と言われている。子供が、ほかの園児もいる中で、社会性を高めることが目的と考えています。ひと月で10時間という時間であれば、現在の佐用町の体制で、どこかの保育園で受入れは可能でありますと答弁がありました。

この事業について、保育士の人数が基準の半分でよいという制度設計だが、保育の質が低下するのではないのかとの質疑がありました。この事業については、通常保育、一時預かりも含め、現在の保育体制で対応するので、この事業だけ半分でやることは考えていませんと答弁がありました。

利用時間が、ひと月10時間ですが、町独自に時間は変えられないのか。また、月10時間まで柔軟に利用できるかとあるが、どのように解釈すればよいのかとの質疑がありました。時間は変えられますが、国の負担金は10時間までしか出ないので、単費で対応することになりますので、国の規準どおりを考えています。1時間、2時間預けるということも可能ですが、あらかじめ、保育園と相談して計画を立てた上での預かりとなります。今日は1時間預ける、今日は預けない、というような柔軟性ではないと考えていますと答弁がありました。

本条例において定める基準は、国の内閣府令に定める基準によるものである

が、同府令第5条第4項で、事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図らなければならないとあるが、どのように公表するののかとの質疑がありました。第三者から、監査を受けた場合は、証書が発行されます。それを保育園に掲示し、それにより公表したこととしますと答弁がありました。

質疑を終結し討論に入りました。

まず、反対討論、この条例で示されている理念を実現できないのではないか。現在、行われている一時保育事業で果たせる内容ですと反対討論がありました。

次に、賛成討論、今回の条例は、国の対応について制定するもの。子供の立場に立って考えると、より充実した保育が提供できずと賛成討論がありました。

討論を終結し、採決を行いました。結果、挙手多数により議案第81号は原案のとおり可決しました。

以上、産業厚生常任委員会に付託されました議案についての報告といたします。以上です。

議長（千種和英君） 委員長の審査報告は、終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（千種和英君） 平岡きぬゑ議員。

13番（平岡きぬゑ君） 議案第81号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の反対の立場から討論を行います。

来年4月から保育所に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供が1時間単位で柔軟に保育施設を利用できる、こども誰でも通園制度を実施するための基準を制定するものです。

利用時間が10時間という短い問題や、慣れない場所に通う未満児を定員5人対し、担当者1人では、安全面から難しく、保育所の配置基準は約半分で質の低下であり、利用する乳幼児の安全を守る制度ではありません。

また、利用性を重視した制度で、様々な事業者が参入するが、自治体は基準に適合していれば認可する義務があり、保育の市場化を一層促進しかねません。

日本の保育士の配置基準は諸外国に比べ低く、保育士1人が見る子供の人数が多すぎるのが現状です。そこに、新たな子供が短時間、日替わりで来るとなれば、現場の負担は、さらに増えます。

アレルギーや発達状況など必要な情報が把握されず、命にかかわる事故が起きかねません。慣れない環境に置かれる子供のストレスが懸念されます。

政府の検討会でも子供を理解するには、一定の時間がかかる。今、通ってい

る子供たちの保育に支障があってはならないと指摘されています。

全ての子供たちの育ちを応援するためには、保育の実施主体の町が国に子供の命と発達保障の権利を守る立場で制度の改善、保育の質の向上のために配置基準の向上を要望すべきです。

子供の良質な生育環境を整備するためには本事業を実施なくとも、一時保育事業で果たせます。

保護者の状況にかかわらず保育所に入所できるよう、保育の必要性の事由を変更すればいいだけです。例え、保護者が働いていなくても希望する。あるいは必要がある全ての子供の保育を提供することこそ必要だと考えます。

以上の理由で、本議案に反対します。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

〔加古原君 挙手〕

議長（千種和英君） 加古原瑞樹議員。

8 番（加古原瑞樹君） 議案第 81 号、佐用町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、賛成の立場から討論をいたします。

本議案は、令和 8 年度からこども家庭庁が全国で本格実施する乳児等通園支援事業、いわゆる、こども誰でも通園制度を本町において、適切に実施するため、設備及び運営基準を条例により定めようとするものであります。

この制度は、生後 6 か月から満 3 歳未満までの子供が、保護者の就労要件に左右されることなく、保育所等を利用出来る仕組みであり、家庭とは異なる集団の中での経験や人との関わりを通じて、子供の健やかな成長を応援するものであります。

同時に保護者の負担軽減、相談支援や交流の機会の提供など、子育て家庭を支える体制整備という点でも、非常に意味の大きい制度であります。

佐用町におきましては、既に、一時的保育事業を実施しており、必要に応じた支援を提供していますが、今回の制度は、さらに対象を広げ就労要件に捉われず、月 10 時間を目安として柔軟に利用できる点において、本町の子育て支援を、一層充実させるものと考えます。

本条例の制定は、事業を適正に実施するための法的基盤であり、安全性や公平性を担保するものであります。

また、児童福祉法第 34 条の 16 において、市町村は乳児等通園支援事業の設備及び運営について条例で基準を定めることが義務づけられております。

今回の委員会審査においても、先ほど、委員長の報告がありましたように、制度の趣旨、実施体制、既存事業との関係等を確認し妥当であるというふうに判断をいたしました。

以上の理由から議案第 81 号は、佐用町の子育て支援の充実と子供たちの健やかな成長に寄与するものであると考え、賛成いたします。

議長（千種和英君） ほかに討論はありませんか。

ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより議案第 81 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案件に対する委員長の報告は可決であります。本案件は、委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、多数です。よって、議案第 81 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 . 発議第 2 号 JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）

議長（千種和英君） 日程第 2 は、本日、追加提出の案件ではありますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、議案の朗読を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

それでは、日程第 2、発議第 2 号、JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）を、議題とします。

提案に対する提出者の説明を求めます。総務常任委員長、廣利一志議員。

〔総務常任委員長 廣利一志君 登壇〕

総務常任委員長（廣利一志君） 皆さん、おはようございます。

JR ローカル線の維持、存廃については、2023 年施行の改正地域交通法で新たな局面に入っています。

2024 年 3 月、改めてですけれども、国道交通省が調整役となる芸備線再構築協議会が設置されました。現在は、2025 年 7 月より、実証実験が行われています。

JR 西日本は、1 キロメートル当たりの平均乗客数輸送密度が 2,000 人未満の 19 路線 32 区間の収支を公表しています。

姫新線でも兵庫県側、岡山県側で対象路線となっています。

今回、11 月 26 日、1 道 27 県の知事、28 名の連名の意見書、これは、国土交通省宛てですけれども。さらには、12 月 12 日、兵庫県議会全会派による意見書。そして、県下各市町議会で意見書提出の情勢です。佐用町議会でも軌を一にする形で意見書採択が必要と考えます。

ただ今、上程の発議第 2 号、JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）を朗読をさせていただき、説明とさせていただきます。

JR ローカル線の維持に向けた国の積極的関与と支援措置を求める意見書（案）。

JR 会社が担う全国的な鉄道ネットワークは、ユニバーサルサービスとしての役割を担い、各社の経営状況にかかわらず、全国で公平かつ安定的に確保さ

れるべき極めて重要な交通インフラである。

しかしながら、近年の人口減少や少子高齢化、地方の過疎化など、社会情勢の変化に伴い、特定のJR会社では経営の効率化を迫られる中、利用の少ないローカル線の維持と持続可能性の両立が大きな課題となっています。このため、国では、令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正し、鉄道再構築のための議論を行う仕組みができたところである。

ただし、鉄道のあり方は、利用の少ない特定の区間の採算性だけで議論できるものではなく、地方創生や鉄道ネットワークの議論が不可欠である。

兵庫県内のローカル線は、地域の足として、特に将来を担う学生の通学に重要な役割を果たしているとともに、地方の活性化や観光振興においても欠かすことのできない存在であり、鉄道の廃止や減便により、地方の魅力が大きく低下することが懸念される。また、再構築により鉄道事業者から沿線自治体への負担転嫁の流れが加速し、ますます地域間格差が広がることも危惧される。

さらに、災害に強い社会の構築が求められる中、鉄道は大規模災害時における人や物資の緊急輸送手段としての機能を有しており、地域の早期復興を支える災害対応インフラとして、その役割は重要である。このような認識のもと、ネットワークを構成するような路線については、一部の区間のみ、一部の自治体のみで議論を行うことはできない。

また、県西部の姫新線、県北部の山陰本線の一部の区間などでは、依然としてICOCA等のIC乗車券に対応していない駅が存在し、地域住民や観光客から早期対応を求める声が上がっている。地域間の利便性格差を解消し、利用促進を図る観点からも、国の支援と関与が必要不可欠である。

地方創生を実現させ、災害に強い鉄道ネットワークを将来にわたって維持することは、国の責務であり、鉄道のあり方は、自治体や鉄道事業者任せにするのではなく、国が責任を持って取り組む必要がある。

については、JRローカル線の維持に向け、国による積極的な関与と必要な支援措置について、次の事項に関し特段の対応を講じられるよう強く要望する。

1、広く国民にユニバーサルサービスとして提供する社会基盤となる鉄道ネットワークのあるべき姿を明らかにすること。その上で、利用が少なくとも国土の均衡ある発展に必要な路線については、JR各社の経営状況にかかわらず、国の責務で維持すること。

2、JRローカル線については、安易な減便を行わないよう指導するとともに、鉄道事業者によるICOCA等のIC乗車券対応の促進を含むキャッシュレス化の導入や駅設備の改良など、利便性向上の取組を支援すること。また、これらの取組を通じて利用者の増加や地方創生が進むよう、国による財政的・技術的支援制度を創設すること。

3、経営の効率化や災害等を契機に、鉄道事業者側の一方的事情で、安易に存廃や再構築議論を行わないよう、自治体の意向を十分に尊重した上で制度運用することを、国の責任においてJR各社に対し厳格に指導すること。

4、令和5年の法改正以降、JRローカル線の再構築の取組が全国的に進められ、地方から様々な意見がある状況を踏まえ、国により再構築の議論の深化を図るために開催されている「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会（第2期）」では、地方の意見を十分に聴き、現状に合った必要な見直しを行うとともに、一部の自治体のみが負担を強いられることがないように、公平な制度構築を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

議員の皆さんのご賛同を賜りますよう、お願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（千種和英君） 提出者の説明が終わりました。

なお、本案件については、本日即決とします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件に対する質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔討論なし〕

議長（千種和英君） ないようですので、これで本案件についての討論を終結します。

これより発議第 2 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

発議第 2 号を、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（千種和英君） 挙手、全員です。よって、発議第 2 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3．兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（千種和英君） 続いて、日程第 3 に入ります。

日程第 3 は、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてであります。

この件につきましては、現、江見町長が令和 7 年 8 月 31 日付けをもって、副町長を退任されて以降、本町選出議員が欠員状態となっております。

よって、本日の会議で兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第 8 条の規定に基づき、本町選出議員の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場を閉鎖します。

〔議場閉鎖〕

議長（千種和英君） ただ今の出席議員数は、13 名です。

佐用町議会会議規則第 31 条第 2 項の規定により、開票立会人 2 名を決めたいと思います。

お諮りします。2 番、森脇裕和議員と 3 番、幸田勝治議員。両名を指名した

いと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

候補者については、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により、現時点においては、町長及び全議員が候補者となります。

これより、投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

議長（千種和英君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱の点検をします。

〔投票箱点検〕

議長（千種和英君） 異常なしと認めます。

これより、兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

念のため申し上げておきますが、投票は単記、無記名であります。

自席において、投票用紙に候補者の氏名を記載し、事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

議会事務局長（東口和弘君） それでは呼び上げます。

2番、森脇裕和議員。

〔2番 森脇裕和君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 3番、幸田勝治議員。

〔3番 幸田勝治君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 4番、高見寛治議員。

〔4番 高見寛治君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 5番、大内将広議員。

〔5番 大内将広君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 6番、金澤孝良議員。

〔6番 金澤孝良君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 7番、児玉雅善議員。

〔7番 児玉雅善君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 8番、加古原瑞樹議員。

〔8番 加古原瑞樹君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 9番、小林裕和議員。

〔9番 小林裕和君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 10番、廣利一志議員。

〔10番 廣利一志君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 11番、岡本義次議員。

〔11番 岡本義次君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 12番、山本幹雄議員。

〔12番 山本幹雄君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 13番、平岡きぬゑ議員。

〔13番 平岡きぬゑ君 投票〕

議会事務局長（東口和弘君） 14番、千種和英議長。

〔14番 千種和英君 投票〕

議長（千種和英君） 投票漏れは、ございませんか。

投票漏れなし、と認めます。

これで投票を終わります。

これより、開票を行います。

森脇裕和議員及び、幸田勝治議員は、開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

議長（千種和英君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 13票。有効投票 12票。無効投票 1票です。

有効投票のうち、江見秀樹君 12票。以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。

したがって、江見秀樹君が兵庫県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選さ

れました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

議長（千種和英君） 　　ただ今、当選されました江見秀樹君が議場におられますので、本席から佐用町議会会議規則第 32 条第 2 項の規定により、当選の告知をします。

日程第 4．閉会中の常任委員会所管事務調査について

議長（千種和英君） 　　続いて、日程第 4、閉会中の常任委員会所管事務調査についてであります。

　　お諮りします。閉会中の各委員会の所管事務調査及び継続調査については、別紙、申し出のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　　ご異議なしと認めます。よって、閉会中の各常任委員会の所管事務調査については、別紙、申し出のとおり、決定しました。

日程第 5．議員派遣について

議長（千種和英君） 　　続いて、日程第 5、議員派遣についてを議題とします。

　　お諮りします。議員の派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することにしたと思います。

　　なお、派遣の内容に変更が生じた場合は、議長に一任をお願いします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　　ご異議なしと認めます。よって、議員派遣については、別紙に記載のとおり、派遣することに決定しました。

議長（千種和英君） 　　以上で、本日の日程は終了しました。

　　お諮りします。これをもちまして、今期定例会に付議された案件は、全て終了しましたので、閉会したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（千種和英君） 　　ご異議なしと認めます。よって、第 123 回佐用町議会定例会は、これをもちまして閉会します。

議長挨拶

議長（千種和英君） 閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

12月2日に開会しました第123回佐用町議会定例会も本日閉会となりました。

各議員におかれましては、今期定例会に上程されました各案件全てにおいて、慎重審議を賜り、適切妥当な判断をいただきましたことを、誠にありがとうございます。

また、今定例会は江見町長にとっても就任後最初の定例会でありました。議員の皆様、当局の皆様、そして町長においても、活発な議論、そして、円滑な議会運営ができましたことを、改めて感謝申し上げます。

本年も残すところ10日余りとなりました。年末の慌ただしさも感じられてまいりました。

地域では、様々な迎春に向けての行事が開催される予定となっております。議員の皆様、当局の皆様におかれましては、議員、職員の立場ではもちろんのこと、地域に戻れば住民の一人として、地域での活躍を期待しております。

今年は、国におきましても、大きな変化があり、政策も大きく変化をしております。来るべき新しい年2026年がよい年でありますよう、また、皆様のご家族おそろいで、健やかに新年をお迎えいただくことを祈念しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

誠にご苦労様でした。ありがとうございました。

江見町長、挨拶をお願いします。江見町長。

町長挨拶

町長（江見秀樹君） それでは、閉会に当たりまして、一言御挨拶、申し上げます。

先ほど、議長からもございましたが、今12月議会は、町長として、初めて臨んだ議会ということになりましたので、これまで以上に緊張感を持って臨んだ議会となりました。

本日、最終日、閉会日ということを迎えまして、大変、ほっとしているというのが正直な感想でございます。

まずは、今議会に上程させていただきました議案につきまして、慎重にご審議をいただいた上で、可決をいただいたこと、お礼を申し上げたいというふうに思います。

今年は、私にとっては、非常に激動の1年でしたが、町としましては、合併して20周年という節目の年で、たくさんの記念行事等も開催をされました。

そして、何よりも、大きな災害もなく、こうして、比較的平穏な1年で終わられそうだということは、大変、喜ばしいことだろうというふうに思います。

これから、年末年始にかけましては、私も少し、時間もできるのではないかとというふうに思いますので、来年度の予算編成、それから、重点支援地方交付金の、この事業の立案等を行ってまいりたいというふうに思っております。

いよいよ、年の瀬を迎えるわけですが、今週末には、この年の瀬恒例の久崎市も開催をされます。ちょっと、今、お天気が心配な状況ではございますが、私も毎年、楽しみに参加をさせていただいております。非常に物価高という中ではございますが、地域の皆さんも、懸命に企画運営されておられますので、この日ばかりは財布のひもを緩めていただいて、ぜひ議員の皆さんもご散財いただければというふうに思います。

結びになりますが、先般、高校の成果発表会も、この文化情報センターであって、その際にも普通科ではインフルで学級閉鎖があるというようなことですので、ぜひ、皆様も健康にはお気をつけいただき、皆さん、そろって、すばらしい新年をお迎えいただけますよう、お祈り申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。

なお、この後、行政報告が、ちょっと、7、8点ございますので、すみませんが、よろしく願いいたします。

議長（千種和英君）

ありがとうございました。